

加藤清遺稿 蔵文和譯『世間施設』(7)

福 田 琢 (編)

編者ノート

本稿は既発表の「加藤清遺稿 蔵文和訳『世間施設』(1)」～「同(6)」(『同朋佛教』第34号、第35号、第36号および『同朋大学論叢』第84号、第85・86合併号、第90号に分載)に続く、同朋学園図書館所蔵、加藤清遺稿ノートの紹介である。著者・訳者である加藤清(かとう・せい、1907-1956)氏は名古屋出身の真宗衆徒である。氏は大谷大学卒業後、研究生として研鑽を積み(1931-1934)、戦前は神戸東別院補番(1935)、京城府(ソウル)向上女子実業学校教頭(1938)、満州錦州省蒙古ラム教学院主事(1940)など内外で教化・教育活動を行ない、戦中・戦後は地元に戻り、稲沢高等学校(1942)、名城高等学校(1951)などで教職に就き、四十九歳にして病没している。研究者としての実質的な活動期間はわずか四年(1931-1934)と短い、その間に幾つかの貴重な成果を残しており、なかでも最も大部な研究と思われるのがこの『施設論』未発表和訳である。筆者がそれを発見してから公表するまでの経緯は、本誌第34号(1999年)所載の「『世間施設』(1)」冒頭に記した。

『世間施設』(*Lokaprajñapti*)は、仏教の宇宙論・世界観を詳述したインド文献だが、サンスクリット原典は散逸し、多くの仏典の翻訳を擁する漢訳大蔵経中にも見いだされず、チベット語訳のみ現存する。本資料はそのチベット訳からの和訳である。今回掲載するのは全九巻・十四章よりなる『世間施

設』最終章、第十四章の後半であり、第九巻の全文にあたる。以下にその内容を概観しておく。

『世間施設』第14章 地獄(承前)

14-6. 小叫喚(Raurava)地獄

前巻で紹介された「等活(Samjīva)」「黒繩(Kālasūtra)」「衆合(Samghāta)」の三地獄に続き、叫喚地獄が解説される。この「叫喚(Raurava)」は、次の「大叫喚(Mahāraurava)」との比較から「小叫喚」とも言われる。ここは生前、多くの血を流した者が墮ちると言われる境遇である。ここに陥った者たちは、どちらの方角に行っても大火が燃えさかかっていて、恐怖に身の毛を逆立てずにはおれない、という。

14-7. 大叫喚(Mahāraurava)地獄

盗賊などを生業としていた者は大叫地獄に墮ちる。ここも小叫地獄と同様、あらゆる方角に紅蓮の炎が燃えさかり、逃げ場がない。

14-8. 大熱(Pratāpana)地獄

両親、僧、婆羅門などに危害をはたらいた者は大熱地獄に墮ちる。地獄の極卒はかれらを鉄の火箸で挟み、あるいは鉄の三叉で身体を貫き、燃える鉄の窪地に投げ込む。そこで眼窩、鼻、口、全身の毛穴より炎を吹き出しながら焼かれる。

14-9. 炎熱(Tapana)地獄

炎熱地獄に墮ちるのも、肉親、僧、婆羅門など、徳があり尊敬すべき人物に危害をなした者たちである。極卒たちはかれらを鉄の剣で分断し、鉄の串に刺して火に炙り、あるいは鍋や壺に投げ入れて煮る。

14-10. 無間(Avīci)地獄

無間地獄(阿鼻地獄)は極悪の者たちが陥る凄惨きわまる地獄である。地獄の極卒たちはかれらの両手、両足、心臓に鉄の釘を打ち込み、舌を

引き抜いて無数に切り裂き、全身の皮を剥いだうえ、車で引きずり回す。また鉄のふいごで火の粉を吹いて全身に振りまき、燃える鉄の山を往来させる。

14-11. 小地獄

無間地獄をはじめ、すべての地獄には東西南北の四方に門がある。時あってその門が開かれると、地獄の責め苦に苦しんでいた者たちは、みな逃れ出ようと殺到する。だがたどり着くころに門は閉じてしまうので、多くの人々は投げ戻され、傷つき呻吟する。一方、なんとか門の外へ逃げ出すことができた者たちも、外に広がる世界が、門の内にも増して苛烈な苦しみに満ちている事実を、ほどなく思い知らされることになる。

【**塘煨**】門を出た者たちは、まず燃える灰が、膝が沈む程の深さに堆積した道を歩かなければ、その外に逃れられない。だがここに足を踏み込むと皮膚が爛れ肉は潰れ血が敗壞する。足を上げると再生するが、また踏み込むときに同じように傷つけられるので、一步一步が想像を絶する苦痛である。

【**屍糞沼**】そこを通り抜けても、次に待ちかまえているのは、耐え難い異臭を放つ、屍と糞に満ちた沼である。この沼は人の身長以上の深さがあるので、入れば全身が沈む。その中には光嘴虫という尖ったくちばしをもつ虫が棲息しており、やって来る者の皮膚を貫き、骨を刺す。

【**刀刃路**】屍糞の泥沼を抜けると次は剣の道である。踏めば足は切り裂かれ、足をあげれば再生し、一步ごとに苦しみを味わう。

【**劍葉林**】その先は林だが、木々の葉は剣で出来ている。そこに踏み込むと熱風が吹き、剣の葉が降りかかり全身を切り裂く。またこの林には黒斑の野犬が棲息しており、侵入者の骨を喰おうとする。

【**鉄刺林**】さらに鋭い剣の林が続く。一帯に鋭利な刺針が生えている

ので、木に登って避けようとする、上から剣の枝が襲いかかり、降りようとする、それが上向きになって突き刺さってくる。木から落下すると極卒に捕らえられ、鉄の壺に投げ込まれて煮られる。またこの森には、人の両眼を喰らい、頭蓋を突いて脳髓をついばむ鉄嘴鳥という鳥がいる。

【烈河】 剣葉林・鉄刺林を越えても、次にあるのは沸騰する塩水の河である。これを渡ろうとすると、岸辺に鉄の槍を手にした極卒があらわれて押し戻される。もとの岸にも獄卒がいるので戻るに戻れず、熱湯の河のなかで毛は抜け落ち肉は爛れ骨が剥き出しになる。すると極卒はかれらを鉄の網ですくい上げ、燃える鉄の大地に押しつけて「お前の望みは何か」と問う。亡者たちが「私はともかく飢えています」と答えると、極卒は鉄の鉤針でかれらの口をこじ開け、鉄の火箸で燃える鉄の玉を押し込み、熱して溶かした銅を流し込むので、口から内蔵、肛門に至るまでが焼けただれる。結局、門を出てどこまで行っても苦難が終わらないことをさとり、亡者たちは再び河を戻り、鉄刺林と剣葉林を通り、刃物の道を渡って屍糞の泥沼に沈み込み、熱灰の道を歩いて地獄の門まで帰らざるを得ない。

以上の、地獄の門を出た者を待ち受ける凄惨な責め苦の世界が「小地獄」もしくは「増」と呼ばれる。『世間施設』ではこのうち「屍糞の泥沼」「剣葉林」「鉄刺林」「烈河」の四をもって小地獄を代表させ、これら四つが各地獄の東西南北の門にそれぞれ同じようにあることから、併せて「十六小地獄」もしくは「十六増」と呼ぶ。

14-12. 地獄の業報の消滅と転生

地獄の苦悩は、生前になした悪業の報いが尽きるまで続く。業報が尽きると、それ以前に人として生を受けたときに善業をなした者は人・天の善趣に生まれるが、悪業をなした者は、再び地獄・餓鬼・畜生といっ

た悪趣に生まれる。

14-13. 教証『五天使教誨』

以上の小地獄の描写についての典拠として、いわゆる『天使経』(後述)が引用される。

14-14. 偈頌再説

この章の冒頭(前巻所収)で紹介された、八大地獄・十六章地獄を総説する偈頌が再び取りあげられ、語義注釈が施される。

以上が主な内容である。地獄の世界についての記述は、古くは『スッタニパータ』所収の「コーカーリヤ経」に始まり、実に様々なヴァリエーションがある。この『世間施設』に描かれる地獄は「八大地獄・十六小地獄」説を採っている点で『世起経』類の流れを汲むものであり、また『天使経』類の四門地獄説(Cf. 『中阿含経』No. 64「天使経」[T. 1, 504c-506a])を導入して十六小地獄(もしくは十六増)を解説している点で、『大毘婆沙論』巻172 [T. 27, 866a-b]、『瑜伽論』本地分有尋有伺等三地(Bhattacharya ed. *The Yogācārabhūmi of Ācārya Asaṅga* Part I. University of Calcutta 1957, pp. 84. 14-86. 16; 『瑜伽師地論』巻4 [T. 30, 296c-297a])および『俱舍論』世間品(Pradhan ed. *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, K. P. Jayasval Research Institute, Patna 1967, pp. 163. 19-164. 11; 『阿毘達磨俱舍論』巻11 [T. 29, 58b]; 山口益・舟橋一哉『俱舍論の原典解明 世間品』法蔵館、1955年, pp. 381-382)の先駆をなしている。ただし『世間施設』が、(1)「屍糞の泥沼」(2)「劍葉林」(3)「鉄刺林」(4)「烈河」を四小地獄とし、これらが無間地獄の東西南北四門の外にそれぞれ存在するので十六小地獄である、と述べているのに対して、『瑜伽論』『婆沙論』『俱舍論』は、(1)「塘煨」(2)「屍糞の泥沼」、(3)「刀刃路等の三」(「刀刃路」「劍葉林」「鉄刺林」)、(4)「烈河」をもって四小地獄としていること、また熱地獄の描写が

中心となっており、寒地獄への言及がないことなど、検討すべき異同は少なくない。それら諸問題については機会を改めて考察したい。

最後に、本章の末尾に引用される二経典の典拠と関連文献を紹介しておく。

14-12. 『五天使教誨』

巻末近くの教証(14-12)に『五天使教誨』(*lHa'i po nya lnga lung bstan pa'i mdo*, **Pañcadevadūtavyākaraṇa*) という名で引用される経典はいわゆる『天使経』である。これにはパーリ中部 No. 130「天使経」(*Devadūta-Suttanta*) [MN. Vol. III pp. 178-187] をはじめ種々の異本が伝えられているが、この『世間施設』に最も近いのは『中阿含経』No. 64「天使経」の記述 [T. 1, 503a-506a] と思われる。他の関連経典として大正 No. 42『鉄城泥梨経』[T. 1, 826c-828b]、大正 No. 86『泥梨経』[T. 1, 907a-910c] (ただし後半 [T. 1, 909b-910c] のみ)、『閻羅王五天使者経』[T. 1, 828b-829b]、『増一阿含経』善聚品第三十二 No.4 経 [T. 2, 674b-676]、およびパーリ増支部 III、No. 35「天使[経]」(*Devadūta*) [AN. Vol. I pp. 138-142] などがある。

14-13. 偈頌再説

第八巻の本章冒頭部(14-1.「危害となる法／危害とならざる法」、14-2.「八大地獄・十六小地獄」)で引かれた経典の偈頌が、章を結ぶにあたって再び引用され、一偈ごとに注釈される。この経典が漢訳『雜阿含経』巻47, No. 1244 経 [T. 2, 341a-b] に対応すること、『俱舍論』世間品の引用から部分的なサンスクリット原文が、またシャマタデーヴァの『俱舍論』注釈書『ウパーイカー』からもチベット文が回収できることについてはすでに「加藤清遺稿 蔵文和訳『世間施設』(6)」(『同朋大学論叢』第90号、2004年)で述べた。

なお松田和信は、九世紀に我が国に伝えられたと言われ、現在は四天王寺と知恩寺に所蔵されているサンスクリット写本断片が、まさしくこ

云はるるなり。

<第9偈「彼は大声を甚だしく発すること標槍に撃たれたる巨象の如し」への註釈>

[111b3] 「彼は大叫号を甚だしく発すること標槍に撃たれたる巨象の如し」とは、彼等は苦悩し、堪え得ずして威圧され、恰かも彼等巨象が標槍に撃たれ、鉤鉞を牽くが如き大叫号を発するなり。かるが故に「彼は大叫号を甚だしく発すること標槍に撃たれたる巨象の如し」と云はるるなり。(以上で偈文の註釈終わる)

14-15. 結句

[111b4] 諸人の三万歳は地獄の或る者に於ては上半夜 (pūrvarātra)、或る者に於ては中夜 (madhyamarātra)、或る者に於ては下半夜 (apararātra) なり。九万歳にして一夜となり、十八万歳にして一昼夜となる。〔即ち〕諸人の年にして九万歳なるは地獄等の一夜となり、一昼の量もまた同等なり。

[111b6] 障碍ある諸の痴人は、暴悪なる須弥〔山〕を甚だしく恐懼して、此の如き無量歳の間、永らく危害を被るなり。此等の他にもまた無量無辺の苦悩を、諸地獄に於て痴人等は享受す。そは無辺なるが故に説くこと容易ならず。我は但だ方と部分のみを説くに過ぎざるなり。

[111b8] 世間施設中、第十四章なり。世間施設は完結せり。

[112a1] 此に就いて翻訳目録中には七巻なりとするも、正しくは九巻を現するなり。

(『世間施設』了)

[111a1]「諸の仙人・具律儀者・苦行者を誹謗せる者」と云はるる中、「仙人」とは諸仏と仏の諸声聞となり。〔「誹謗せる者」とは〕彼等と等しからざる身業を普く行じ、等しからざる語業と意業とを普く行ずるなり。かるが故に「諸々の仙人〔……を誹謗せる者〕」と云はるるなり。「具律儀者」とは身律儀・語律儀・意律義〔を具へたる者〕なり。かるが故に「具律儀者」と云はるるなり。「苦行者」とは種々の頭陀の功德を如実に執持するが故に「苦行」と云はるるなり。かるが故に「苦行者」と云はるるなり。

[111a4]「足を上にし、頭を下にしてその地獄中に墮するなり」とは、彼等慳貪なる者は、此の如き等の罪行を如実に執持し、且つ普く行ふを以て、此等八大地獄中に陥るなり。かるが故に「足を上にし、頭を下にしてその地獄中に墮するなり」と云はるるなり。

<第8偈「それ等の鈍根なる者、煮られて乾地に投げ出されたる魚の如し。

その如く、罪業を犯せし者は昼夜に慟哭す」への注釈>

[111a5]「それ等の鈍根なる者、煮られ」とは、彼等の根は制御されざるが故に、此等八大地獄中に生じて昼夜煮らるるなり。かるが故に「それ等の鈍根なる者、煮られ」と云はるるなり。「乾地に投げ出されたる魚の如し」とは、応に、魚が水中より掬ひ出されて乾地に投げ出され、苦しみ悶え跳躍するが如く、彼等は此の世間より転死して八大地獄中に墮し、苦しみ悶え跳躍するなり。かるが故に「乾地に投げ出されたる魚の如し」と云はるるなり。

[111a8]「その如く、罪業を犯せし者は昼夜に慟哭す」とは、白業を捨て不善法を持する彼等は、八大地獄中に生じて、常に絶えず病苦の声を叫び、苦悩して堪えず、粗暴にして厳しく、不快なる受を昼夜に享受するなり。かるが故に「その如く罪業を犯せし者は昼夜に慟哭す」と

なり。阿鼻大地獄に於るが如く、等活に至るまでまた此の如し。かるが故に「鉄の敷地は非常に灼熱し、燃えて光輝を持するなり。無量百由旬に於ても亦・火焰等は蔓延して住す」と云はるるなり。

<第6偈「慳貪なる者の調伏は激烈なり。火焰を持し、近づくは困難にして、彼等は身毛堅立せる形姿を以て畏懼・恐懼・苦惱せしむるなり」への注釈>

[110b3]「慳貪なる者の調伏は激烈なり。火焰を持し、近づくは困難にして、彼等は身毛堅立せる形姿を以て畏懼・恐懼・苦惱せしむるなり」と云はるる中、「慳貪」とは人に吝嗇にして、資具を普く執持して布施等を普くなさざる者なり。更にまた、人々に悪害を及ぼす種々の業をなす者なり。此の故に「慳貪」と云はるるなり。

[110b5] 彼等慳貪なる者等は、それら八大地獄に於て甚だしく熱せられ、普く熱せられ、普く熱せらるるなり。かるが故に「慳貪なる者の調伏は激烈なり」と云はるるなり。

[110b6]「火焰を持し、近づくは困難」とは、これら八大地獄の人は熾然する鬘を以て圍繞され、かれら慳貪なる者は堪えずして、軽減は困難なり。かるが故に「火焰を持し、近づくは困難」と云はるるなり。

[110b7]「彼等は身毛堅立せる形姿を以て畏懼・恐懼・苦惱せしむるなり」とは、此等八大地獄を、彼等慳貪なる者は畏れ、懼れ、悲しみて、その身毛を堅立てしめ、苦惱を生ぜしむるなり。かるが故に「彼等は身毛堅立せる形姿を以て畏懼・恐懼・苦惱せしむるなり」と云はるるなり。

<第7偈「諸の仙人・持律者・苦行者を誹謗せる者は、足を上にし、頭を下にしてその地獄中に墮するなり」への注釈>

の如し。阿鼻大地獄に於るが如く、等活大地獄に至るまでもまた此の如し。かるが故に「各々には十六の同伴あり」と云はるるなり。

<第4偈「四面と四門を持し、方は等量に区分さる。鉄の城壁を以て普く圍繞され、鉄を以て甚だしく覆はれ」への注釈>

[110a2]「四面」とは、阿鼻大地獄に四面あり、即ち東と南と西と北方との面なり。応に阿鼻に於るが如く、等活に至るまでもまた此の如し。かるが故に「四方」と云はるるなり。「四門」とは、阿鼻大地獄中に地獄の四門あり。即ち東と南と西と北方との諸門なり。かるが故に「四門」と云はるるなり。「方は等量に区分さる」とは、阿鼻大地獄は長さに於るが如く、幅もまた等量なり。かるが故に「方は等量に区分さる」と云はるるなり。

[110a5]「鉄の城壁を以て普く圍繞され」とは、阿鼻大地獄は鉄の城壁を以て普く圍繞されてをり、阿鼻大地獄に於るが如く、等活に至るまでもまた此の如し。かるが故に「鉄の城壁を以て普く圍繞され」と云はるるなり。「鉄を以て甚だしく覆はれ」とは、阿鼻大地獄は鉄の網 (draba, jalā; 梵文写本によれば śala) を以て普く覆はるるなり。応に阿鼻に於るが如く、等活に至るまでもまた此の如し。かるが故に「鉄を以て甚だしく覆はれ」と云はるるなり。

<第5偈「鉄の敷地は非常に灼熱し、熾燃して光輝を持するなり。無量百由旬に於ても亦・火焰等は蔓延して住す」への注釈>

[110a7]「鉄の敷地は非常に灼熱し、燃えて光輝を持するなり。無量百由旬に於ても亦・火焰等は蔓延して住す」とは、阿鼻大地獄に於て、無量由旬、無量百由旬、無量千由旬、無量百千由旬の間、鉄は熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃し、熾燃して一火聚を成じて燃焼する

積>

[109b3] 「此等の八大地獄」は等活より始まりて阿鼻に到るまで、若しくは阿鼻より始まりて等活に到るまでである。かるが故に「此等の八大地獄は」と云はるるなり。「教示せられたるなり」とは、諸仏(buddha)と仏の諸声聞(buddhaśrāvaka)と諸善人(sat)と諸正入者(samyaggata)と諸最勝人(satpuruṣa)が如実に教示せられたるが故に「教示せられたるなり」と云はるるなり。「逃れ難き」とは、此等八大〔地獄〕を逃れるは困難にして脱するは困難なり。かるが故に「逃れ難き」と云はるるなり。

[109b6] 「粗暴なる業を作せし者にて」とは、屠家から危害を作す者に到るまでの彼等〔不正によりて活命せる諸人〕が「粗暴なる業を作せし者」と云はるるなり。かるが故に「粗暴なる業を作せし者にて」は「此等の八地獄は逃れ難きこと」を「教示せられたるなり」

*編注：四天王寺貝葉梵文写本断簡はこの箇所の後半部分が異なる。

ākīrṇā raudra-karmabhir iti ucyamte aurabhrikā yāvad vā raṇa-kārakā ima ucyamte raudra-karmāna ta ete 'ṣṭau mahā-narakā, ebhi raudra-karmabhir ākīrṇa tenāha raudra-karmabhir iti/ (松田和信訳)「<恐ろしい行為を作す人々によって満ちており>とは、〔先に〕説いた羊の屠殺人より兵士たちに至る人々が、それらの恐ろしい行為を作す人々と説かれ、それらの八大地獄それらの恐ろしい行為を作す人々によって満ちている。それ故<恐ろしい行為を作す人々によって>と説く」(松田「梵文断片 Lokaprajñapti について」『仏教学』14, 1982, pp. 11-12)

[109b7] 「各々に十六の同伴あり」とは、阿鼻大地獄の東方に四の増(utsadā, 小地獄)の同伴あり。即ち「屍糞の泥沼」「劍葉林」「鉄刺林」「烈河」なり。応に東方に於るが如く、南と西と北方ともまた此

にて苦悩と意不樂の一分を有するなり。譬へば地獄に止住する諸有情の如し」

[109a5]「その時、母を供養し、父を供養し」……乃至前の如し……「彼等有情は、この如き仕方にて安穩と悦意との一分を有するなり。譬へば無量の家屋に止住する諸天の如し」と。

14-14. 偈頌の注釈

<第1偈「不正によりて活命せる諸人は、此処に於て危害となることを作し、後の趣には地獄に墮する、それを我より聴くべし」への注釈>

[109a7]「此処に於て危害となること」とは諸十不善業道なり。殺生より邪見までなり。「作し」とは如実に執持して住すると云はるることなり。

[109a8]「不正によりて活命せる諸人は」と云はるる中「不正によりて活命せる」とは、屠家 (aurabhirikā)・売鶏者 (kakkutikā)・売猪者 (saukarikā)・捕鳥者 (śakuntikā)・兔を網で捕らへる者 (śaśavāgurikā)・漁人 (mātsikā)・鹿猟者 (mṛgalubdhikā)・盜賊 (caurā)・絞刑吏 (badhyaghātakā)・殺牛人 (goghātakā)・蛇を捕らへ養う者 (nāgamāṇḍalikā)・獄吏 (bamdhanapālakā)・虚言者 (sisakā)・危害を作す者 (ranakāarakā) 等、更にまた他の人々等が……云々と広説されるが如し。

[109b2]「後の趣」とは、不正を作す者と不正によりて活命せる者とは、此の如く如実に執事し、此の如く如実に修せしその業によりて八大地獄中に生ずるなり。

<第3偈「此等の八地獄は逃れ難きことを教示せられたるなり。粗暴なる業を作せし者にて満ち、各々に十六の同伴(十六小地獄)あり」への注

14-12. 地獄の業報の尽きた有情の転生

Cf. 『成実論』 卷 8 [T. 32, 300b26-28]

[108b3] 時に彼等有情、地獄を受くべきその悪・不善業の次第より免れ、滅尽す。そのとき彼等はその住处より転死して、或る者は傍生(畜生)の同分(sabhāgatā)に生じ、或る者は餓鬼に、或る者は諸人に、或る者は四大王諸天に、或る者は三十三〔天〕、夜摩〔天〕、兜率〔天〕、化樂〔天〕および他化自在の諸天の同分に生ずるなり。

[108b6] その時、有情にして、以前に人となりし時に窃盜をなし、不正をなし、一の黒業の所作を造作して地獄等に生ぜし者は、〔その〕地獄より転生して後、無量の苦惱(duhkha)と意不樂(daurmanasya)と迷乱(upāyāsa)の一分(bhāga)を有するなり。

[108b7] その時、有情にして、以前に人となりし時に法を行じ、正理をなし、一の白業の所作を造作し、近修して地獄等に生ぜし者は、〔その〕地獄より転生して後、無量の安穩(sukha)と悦意(saumanasya)の一分を有するなり。

14-13. 教証『天使經』

[109a1] 世尊はまた『五天使教誨』によりて斯く告げたまへり「比丘等よ、阿鼻大地獄の東方の門が開かる、その時また有り、その機また有るなり」……乃至、前に広説せるが如し……「他化自在の諸天の同分に生ずるなり」

[109a2] 「比丘等よ、その時、母を供養せず、父を供養せず、沙門を供養せず、婆羅門を供養せず、種族中の耆老を供養せず、利養をなさず、所作の教化(karaniya)をなさず、福德をなさず、他の世間に於る呵責(avadya)の恐怖を見ず、布施等を与へず、福德をなさず、一食にして住せず、戒を如実に執持して住せざる有情は、此の如き仕方

り上げるが如くに彼等有情を釣り上げ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の敷地に仰臥せしめて「嗚呼、有情等よ、何をか欲する」と問へるに、〔彼等有情は曰はく〕「嗚呼、我等自身また知らず、我等自身また見ざるなり。されど我等は果渴するなり」と。地獄の獄卒等は鉄の鉤を以て彼等の口を開け、沸騰し、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる銅 (tāmra) を口中に注入し、〔そは〕彼等有情の口唇を焼爛し、……乃至……下より出るなり。彼等は此の如き仕方にて……乃至広説せり。

[108a5] 彼等は〔心身の〕調和を損なひ、輝きを損なひ、精進を損なひて、烈〔河の〕岸に止住せるなり。その烈〔河〕岸に持鉄嘴 (Ayastūṇḍa) と云はるる鷹は住す。彼等有情の〔肩もしくは頭に上り、眼を啄み〕……乃至、前の所説の如し……此の如き等々の無量の危害等を作すなり。

[108a6] そこにて、彼等有情の、地獄を受くべきその悪・不善業の次第より免れ、滅尽することなき限り、彼等はまた烈河に沈み込み、鉄刺林を攀じ上り、劍葉林に入り、刀刃増道を往行し、屍糞の泥沼中に沈み込み、燂煨を往行し、それより阿鼻大地獄の東門に入るなり。

<残余の大地獄の小地獄>

[108b1] 応に阿鼻大地獄の東方の門に就きて説けるが如く、南と西と北方とに於てもまた〔同じく〕説かるるなり。

[108b1] 阿鼻大地獄が〔これら副地獄なる〕同伴を持する (saparivāra) ことを教示せしが如く、極熱大地獄と炎熱と大叫喚と叫喚と衆合と黒繩と等活もまた同伴を持すること、前の所説の如し。

に、上方、側方、また方々に行きて煮られること、譬へば胡麻……或いは豆……乃至広説(極熱大地獄中「歎喜と近歎喜と云ふ二つの壺」の解説 [103b] を見よ)……彼等は此の如き仕方にて、云々。

<烈河> (Vaitarāṇī)

[107b1] その鉄刺林の近傍に烈河 (nadī Vaitarāṇī. 「無極と云はるる河」) あり、沸騰せる塩水を以て充滿し、無量由旬……乃至広説せり。彼等有情が遠方より眺望するとき、真水の如く輝く。そのとき彼等有情は居処を求め、保護を求め、出離の機会を求めて疾走し、普く疾走し、普く激しく疾走して逃れ出んとするなり。

[107b3] その河の左右兩岸に、手に劍 (asi) を持すると、手に短鎚 (śakti) を持すると、手に長鎚 (prāsa) を持する獄卒等ありて彼等有情の徒渡りを許さず、また還來も許さずして、彼等をその中に入れて煮ること、譬へば胡麻……或は棗……乃至広説。

[107b4] その烈河の下流にて一切の頭髮は落ち、一切の身毛と皮膚と肉と一切の血とは、摩爛し、骨格のみ残るなり。彼等地獄の獄卒等は、鉄網を以て魚を掬ひ上げるが如くに彼等〔有情〕を掬ひ上げ、熾燃し……乃至広説〔一火聚を成ぜる〕鉄の敷地に仰向きに押しつけて「嗚呼、有情等よ、何をか欲する」と問へるに、彼等〔有情〕は曰はく「嗚呼、我等自身また知らず、我等自身また見ざるなり。されど我等は餓ふるなり」と。地獄の獄卒等は鉄の鉤を以て彼等の口を開け、鉄の火箸を以て、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄丸 (ayo-guda) を口中に入れ、〔その鉄丸は〕彼等有情の口唇を焼爛し、また顎・喉・食道・心臓・心臓周辺〔諸臓腑〕・腹・肛をも焼爛して下より出るなり。

[108a1] 更にまた、彼等大地獄の獄卒等は、釣針 (anikuśa) を以て魚を釣

めて其処に入り、彼等が其処に入ると、彼等の以前の異熟によりて生ぜる熱風は起こり、それ等の剣を根こそぎ引き抜きて、彼等有情の上下に落して手等を切り、また足等と耳等と鼻等と肢節 (aṅga) 等と他の肢節 (pratyaṅga) 等をも切断するなり。彼等は此の如き仕方にて、云々、以下前の如し。

[107a2] その剣葉林中に「黒色が勝ちたる (śyāmaśabala)」と云はるる犬 (śvāna) が住す。彼等有情が一群になりて斃れたる中より、左右の肩の鎖骨の皮膚と、脊骨とを取り出して食するなり。

<鉄刺林> (Ayaḥśālmālī-vana)

[107a3] その剣葉林のその近傍に、鉄刺林 (Ayaḥśālmālivana) あり、無量由旬、云々は前の如し。人にして数百人程〔の量〕あり、鋭利なる刺針は長さ十六指ありて (tikṣṇaśoḍśāṅgulakaṅṭakam) 前の林 (剣葉林) の鬘 (mālā, mālya) の如くに輝くなり。彼等有情は其処に往きて、居処を求め……以下前の如し。彼等がそれに攀じ上らんとするとき諸の刺針は尖端を下方に向け、降りんとするとき諸の刺針は尖端を上方に向けるなり (teṣām abhirohatām kaṅṭakā avān̄mukhībhavantah avataratām cordhvibhavantah/ Cf. *Abhidharmakoś-abhāṣya*, p. 164. 02-03)。

[107a5] その鉄刺林中に鉄嘴鳥 (Ayaśtuṇḍa vāyasa) と云はるる鷹は住す。彼等有情の肩もしくは頭に上り、眼を啄み眼を啄みて食し、頭を出し脳髓を啄むなり。

[107a6] その鉄刺林中に、沸騰せる塩水を以て充滿せる鉄の壺と住房 (prāsāda) あり。彼等有情が鉄刺林によりて傷つき、傷つきて降下せんとするその時、地獄の獄卒は彼等有情を捉へて、鉄の壺もしくは住房中に一纏めに投げ込み、彼等は応にその中に入りて煮られ、同様

足を置くとき (nikṣipte)、一切の皮膚と肉と血 (tvaṅmāmsaśoṇita) は潰壊し (saṁsīryate)、足を挙ぐるとき (utkṣipte)、皮膚と肉と血は再び再生するなり (puna rāpi saṁjāyate)。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至、前の如く広説す。

<屍糞沼> (Kunapa)

[106a8] 塘煨の近傍に「屍糞の泥沼 (kuṅapam gūthamrtikā)」ありて、無量由旬……乃至広説せり。高さは人より上に堆積して異臭を放ち、道程は思ふが如くにはならず。その時、彼等有情は居処を求め、保護を求め、出離の機会を求めて疾走し、普く疾走し、普く激しく疾走して逃れ出んとす。

[106b2] かの屍糞の泥沼中に光嘴虫 (niyaṭikutā) と云はるる虫あり。全身は白く、黒い頭に針の如き嘴を持し、彼等有情の皮膚を刺す。皮膚を刺して肉を刺し、肉を刺して腱を刺し、腱を刺して骨を刺し、骨を刺して脚を瘻攣さすなり。彼等は此の如き仕方にて……乃至広説せり。

<刀刃路> (Kṣura-mārga)

[106b4] 屍糞の泥沼の近傍に「刀刃増 (Kṣuradhārācita)」と云はるる大道 (mahāpatha) あり、無量由旬……乃至広説せり。その時、彼等有情は居処を求め、保護を求め、出離の機会を求めて疾走し、普く疾走し、普く激しく疾走し、彼等が其処に足を置くとき、皮膚と肉とを切り、出血せしめ、足を挙ぐるも皮膚と肉とを切りまた血を普く噴出せしめるなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至広説せり。

[106b6] 「刀刃増」と云はるる大道の近傍に「劍葉林 (Asipattravana)」と云はるる、青色の如く輝く菴羅樹林 (āmravana) あり、無量由旬……乃至広説せり。彼等有情は居処を求め、保護を求め、出離の機会を求

14-11. 阿鼻地獄の門

[105b7] 阿鼻大地獄の東方の門が開かるる、その時また有り、その機また有るなり。その時、彼等有情は疾走し、普く疾走し、普く激しく疾走して、居処を求め、保護を求め、出離の機会を求め、此処より真に逃れ出んと思惟す。彼等が殺到してそこに至るに東門は閉づるなり。彼等は其処にて傷つき、投げ出され、転倒し、一高処に集会して、譬へば草、或ひは樹木の〔唸るが〕如くに苦痛の声を発して呻吟し、苦惱して堪えず、粗暴にして厳しく、不快なる諸受を受く。そは地獄を受くべきその悪・不善業の次第より免れ、滅尽することなき限り止まざるなり。

[106a3] 南と西と北方とに於いてもまた此の如く説かるるなり。

[106a3] 阿鼻大地獄の東方の門が開かるる、その時また有り、その機また有るなり。彼等有情は其処を疾走し、普く疾走し、普く激しく疾走して、居処を求め、保護を求め、出離の機会を求め、其処より真に逃れ出んと思惟す。彼等は其処より起ちて逃げ出し、彼等のうち痴なる者は出離に非ざるを出離と識りて、真の出離を識らざるなり。因つて甚だしき聚苦を感受 (vedanā) しまた享受 (anubhūta) するなり。

< 塘煨 > (Kukūla, 熱灰地獄)

Cf. *Abhidharmakośabhāṣya*, p. 163. 21-23; 山口益・舟橋一哉『俱舍論の原典解明 世間品』法蔵館, 1955年, p. 383; 『大毘婆沙論』卷172 [T. 27, 866b16]

[106a5] 「塘煨 (Kukūlam jānumātram, 「膝が沈む程の〔深さの〕熱灰」) あり、〔広さは〕無量百由旬、無量百由旬……乃至広説せり。彼等は其処を疾走し、普く疾走し、普く激しく疾走して、居処を求め、保護を求め、出離の機会を求め、其処より逃れ出んと思惟す。彼等が其処に

頭の馬を繋ぎたる車を大十字路に置き、その轅端(yuga)に、熟練したる調御者は甚だ速やかに乗じ、左手には手綱を執り、右手には鞭の柄を握り、道の八方の何処たりとも、凡そ望み求むる処あらば欲するままに往かしめ、また再び還らしむるが如く、地獄の獄卒等は……広説乃至……彼等は此の如き仕方にて、云々。

[105a7] 更に又、阿鼻大地獄中に生じ、……乃至……転出せる有情あり、彼等有情を、地獄の獄卒等は捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の敷地に置き、鉄の吹き分け籠を以て、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の燃え屑を吹き分け、揺らしむるなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至、前の如く広説せり。

[105b2] 更に又、阿鼻大地獄中に生じ、……乃至……転出せる有情あり、彼等有情を、地獄の獄卒等は捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の山に登攀せしめ、再び降らしむるなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至、前の如く広説せり。

[105b3] 此の如き等の無量の危害が説かるるなり。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、それ等の伝播することとを以ての故に、阿鼻大地獄と云はるるなり。そこに於ては、苦悩して堪えず、粗暴にして厳しく、不快にして命を断たしむる無量の残余の業の危害等も又あり。

[105b5] 此の如く「法を非法、非法を法と云ひ、最勝人(sujana)等を持ちながら“無し”と見る者は、阿鼻に墮するなり」

[105b6] 頌に於て〔曰く〕「避得ざる縛と危害と、そこには舌を百釘を以て延ばし、車座と吹き分けと五種の危害が統合さるるなり」

げ、彼等有情の舌を百の鉄釘を以て広げ、皺を延ばし、硬くして平面に切るなり。譬へば牡牛の皮を百の鉄釘を以て広げ、皺を伸ばして硬くなし、平らに切るが如く、地獄の獄卒は……広説乃至……彼等は此の如き仕方にて、云々。

[104b2] 更に又、阿鼻地獄中に生じ、普く生じ [……乃至広説……転出せる有情あり、彼等有情を] (北京版に欠。デルゲ版によって補う) 地獄の獄卒等は捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の敷地に一纏めに置き、身体の両脇より皮を剥ぎ、顎に至るまで剥ぎ、鉄の車を以て牽かしめ、道の八方の何処たりとも、凡そ望み求むる処あらば欲するままに往かしめ、また再び還らしむるなり。譬へば、長き手綱と繫鎖と金具とを附し、調御されたる四頭の馬を繋ぎたる車を大十字路に置き、その轅端 (yuga) に熟練したる調御者は甚だ速やかに乗じ、左手には手綱を執り、右手には鞭の柄を握り、道の八方の何処たりとも……云々。彼等を地獄の獄卒等は捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる敷地に仰臥せしめ、口より舌を引き抜き、百の鉄釘を以て広げ、彼等有情の舌を百の鉄釘を以て広げ、皺を延ばし、硬くして平面に切るなり。譬へば牡牛の皮を百の鉄釘を以て広げ、皺を伸ばして硬くなし、平らに切るが如く、地獄の獄卒は……広説乃至……彼等は此の如き仕方にて、云々。

[105a2] 更に又、阿鼻地獄中に生じ、普く生じ……乃至広説……彼等有情を地獄の獄卒等は捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の敷地に一纏めに置き、身体の両脇より皮を剥ぎ、顎に至るまで剥ぎ、鉄の車を以て牽かしめ、道の八方の何処たりとも、凡そ望み求むる処あらば欲するままに往かしめ、また再び還らしむるなり。譬へば、長き手綱と繫鎖と金具とを附し、調御されたる四

られ、中央に於ては泡を集むるが如く、地獄の獄卒等は……乃至……地獄を受くべきその悪・不善業の次第より免れ、滅尽することなき限り〔止まざるなり、と云はるる〕まで前の如し。

[103b8] 此の如き等の無量の危害が説かるるなり。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、それ等の伝播することとを以ての故に、極熱大地獄と云はるるなり。そこに於ては、苦悩して堪えず、……広説乃至……無量の業の危害等も又あり、と云はるるなり。斯くして「沙門、婆羅門、徳〔行〕者、此の如き者等、父母、他の無上なる者に危害を作さば、彼は極熱中〔地獄〕中にて焼かるるなり」と云はるるなり。

[104a2] 頌に於て〔曰く〕「窪と、鉄の貫通と、炎熱は三危害あり。串の危害、および鍋と壺との四は極熱なり」

14-10. 阿鼻地獄

[104a3] 悪趣に趣く諸業を甚だ多く作す者は、悪慧なる阿鼻に墮して苦悩を受くるなり。

[104a3] 阿鼻と云はるる大地獄は云何の故にか阿鼻大地獄と云はるるや。曰はく、阿鼻大地獄中に生じ、……乃至広説……転出せる有情あり、彼等有情の悪・不善なるその業の異熟によりて、地獄の獄卒等は〔彼等有情を〕捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜざる鉄の敷地に仰臥せしめ、堪え難き五種の縛の危害を作すなり。また両手に鉄釘を打ち込み、両足と中間なる心臓に鉄釘を打ち込むなり。彼等は此の如き仕方にて……乃至前の如く広説せり。

[104a7] 更に又、阿鼻地獄中に生じ……広説乃至……地獄の獄卒等は彼等有情を捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜざる鉄の敷地に仰臥せしめ、口より舌を引き抜き、百の鉄釘を以て広

[103a2] 更に又、極熱大地獄中に生じ、……乃至広説……転出せる有情あり、彼等有情の悪・不善なるその業の異熟によりて、地獄の獄卒等は彼等有情を捉へ、鉄の剣を以て片々に切りて、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃し、熾燃して一火聚を成せる鉄の敷地中に普く並べて甚だしく堅くならしむなり。譬へば料理人が肉を鉄刀を以て片々に切り、器中に置きて普く並べ、甚だしく堅くならしめ水を乾涸せしむるが如く、地獄の獄卒は……乃至……「此の如き仕方にて」云々と云はるるまでを広説せり。

[103a6] 更に又、極熱大地獄中に生じ、……乃至広説……転出せる有情あり、地獄の獄卒等は彼等有情を捉へ、鉄の刀を以て二片、三片、若しくは無量片に裂きて鉄の鍋中に入れて固めるなり。譬へば魚を二片、三片、若しくは幾片にも切りて鍋の中に入れて固めるが如く、地獄の獄卒は……乃至……「此の如き仕方にて」云々と云はるるまで前の如く広説せり。

[103b1] 更に又、極熱大地獄中に生じ、……乃至広説……転出せる有情に、「歎喜」と云はると「近歎喜」と云はるとの二種の鉄壺あり。「歎喜」と云はるる壺は、広さ五十由旬、幅もまた五十由旬、高さ十六由旬、厚さは五十由旬あり。「近歎喜」なる壺は、広さ五十一由旬、幅もまた五十一由旬、高さは六十由旬、厚さは百五十三由旬ありて、沸騰せる塩水を以て充滿す。彼等地獄の獄卒等は、彼等有情を捉へて「歎喜」と「近歎喜」と云ふ二つの壺の中に一纏めに投げ込み、彼等はそこにて下に行きて煮られ、上に行きて煮られ、更に方々に行きて煮られるなり。中央に於ては泡を集むるなり。譬へば胡麻 (tila)、或は米 (odana)、或は豆類 (māṣa)、或は棗 (badara-phala)、或は水分多き秦豆 (豌豆の一種、学名 Dolichos uniflorus) を、火器に入れ、下より火を激しく焚かんに、下に行きて煮られ、上に行きて煮

は出ずして、耳と鼻と口の中と一切の身毛穴より出るなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至広説せり。

[102a8] 更に又、炎熱大地獄中に生じ、普く生じ……乃至広説……転出せる有情あり、地獄の獄卒等は彼等を捉へ、窟の大危害をなすなり。彼の両眼窩よりして火を出し、両耳と鼻と口の中と身毛の一切の毛穴よりも又、火を出さしむるなり。彼等は此の如き仕方にて、無量歳……乃至……地獄を受くべきその〔悪・不善〕業の次第より免れ、滅尽することなき限り〔止まざるなり、と云はるる〕まで前の如し。

[102b3] 此の如き等の無量の危害が説かるるなり。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、それ等の伝播することとを以ての故に、炎熱大地獄と云はるるなり。そこに於ては、苦悩して堪えず、粗暴にして厳しく、不快にして命を断たしむる無量の残余の業の危害等も又あり。斯くして「沙門、婆羅門、徳〔行〕者、此の如き者等、及び父母を嫌悪して危害を作さば、その炎熱中に甚だしく焼かるるなり」と云はるるなり。善趣(sugati)に赴く業と欲界の果となるものを捨て、悪慧にして欲を作さんに、彼は極熱中に焼かるるなり。

14-9. 極熱地獄

[102b6] 極熱と云はるる大地獄は云何の故にか極熱大地獄と云はるるや。曰はく、極熱大地獄中に生じ、……乃至広説……転出せる有情あり、彼等有情の悪・不善なるその業の異熟によりて、地獄の獄卒等は彼等有情を捉へ、鉄剣を以て片々に切りて鉄串に刺し、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃し、熾燃して一火聚を成ぜる鉄の深窪にて焙り、焼きて廻転するなり。譬へば料理人が肉を包丁を以て片々に切りて串に刺し、灼けたる火床にて焙り、焼きて廻転するが如く、地獄の獄卒は……乃至……「此の如き仕方にて」云々と云はるるまでを広説せり。

[101b3] 此の如く「容貌を以て欺瞞せる諸人は大叫喚〔地獄〕に至るに、熾燃し身毛堅立して家の中に入るに焼かるるなり」と云はるるなり。多くの人々に危害をなし、激憤する所作をなし、悪慧に熱中せし者は苦悩を受くなり。

14-8. 炎熱地獄

[101b4] 炎熱 (tāpana) と云はるる大地獄は云何の故にか炎熱大地獄と云はるるや。曰はく、炎熱大地獄中に生じ、普く生じ……乃至……転出せる有情あり。彼等有情の悪・不善なるその業の異熟によりて、地獄の獄卒等は彼等有情を捉へ、鉄の敷地中の、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の窪地にて普く焼き、更に鉄の火箸を以て挟み出し、鉄の床に置きて、〔鉄の〕(北京版に欠。デルゲ版によって補う) 鉈を以て撲ち、激しく撲ち、普く激しく撲つなり。譬へば鉄匠が鉄を、錫匠が錫を、鑄造匠が鑄造を、鉛匠が鉛を、金匠が金を、銀匠が銀を、熾燃せる窪地にて焼き、鉄の火箸を以て挟み出し、鉄の床に置き鉄の鉈を以て撲ち、激しく撲ち、普く激しく撲つが如く、地獄の獄卒等は彼等有情を、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の窪地にて普く焼き、更に鉄の火箸を以て挟み出し、鉄の床に置きて鉄の鉈を以て撲ち、激しく撲ち、普く激しく撲つなり。彼等は此の如き仕方にて……乃至広説……。

[102a4] 更に又、炎熱大地獄中に生じ、普く生じ、生起し、普く生起し……乃至……転出せる有情あり、地獄の獄卒等は彼等を捉へ、熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃して一火聚を成ぜる鉄の三股叉 (triśūla) の尖端に突き刺さしむるなり。即ち、第一の尖端は右側の肋骨を貫いて右肩に出で、第二の尖端は左側の肋骨を貫いて左肩に出で、第三の尖端は腹中を貫きて頭頂に出るなり。彼の両眼窩よりして

余の業の危害等も又あり。

[100b8] 此の如く「諸人は粗暴になりて、行歩し、人々は集合せんに、叫喚〔地獄〕に於ては甚だしく熾燃し、恐懼の呻吟、号叫の声を発するなり」と云はるるなり。

14-7. 大叫喚地獄

[101a1] 見の遮 (dr̥stigahana) を以て覆ひ、熾燃の縛を以て結び付けて賊業を普く行ぜんには、大〔叫喚〕地獄に生ずるなり。

[101a2] 大叫喚 (mahārauvana) と云はるる大地獄は云何の故にか大叫喚大地獄と云はるるや。曰はく、大叫喚大地獄中に生じ……乃至……転出せる有情あり。彼等有情の、その悪・不善なる業の異熟によりて、無量由旬なる鉄の敷地あり……広説乃至……密林中に家居あり。その時、彼等有情は其処を疾走し……広説乃至……その時、彼等の下と上と四方より火焰は生起し、彼等有情は恐懼に身毛を逆立てるなり。その時、彼等有情は恐懼して疲労し、身毛は逆立ち、密林中に入るに、無量百、〔無量千、無量百千〕の〔有情等〕入りし時、それら大火焰は敷地を悉く熾燃せしむるなり。敷地を悉く熾燃せしめて密林を悉く熾燃せしむるなり。密林を悉く熾燃せしめて家居を悉く熾燃せしむるなり。家居を悉く熾燃せしめて彼等有情を悉く熾燃せしむるなり。その時、彼等有情は其処が熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃し、熾燃して一火聚を成ぜしが故に……広説乃至……地獄を受くべきその悪・不善業の次第より免れ、滅尽することなき限り〔止まざるなり〕。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、それ等の伝播することとを以ての故に、大叫喚大地獄と云はるるなり。

[101b2] そこに於ては、苦惱して堪えず……広説乃至……不快にして命を断たしむる無量の残余の業の危害等も又あり。

粗暴にして血を吸ひ、悪業を普く作さん者は小叫喚〔地獄〕に趣くなり)』

14-6. 小叫喚地獄

[100a7] 小叫喚 (raurava) と云はるる大地獄は、云何の故にか小叫喚大地獄と云はるるや。曰はく、小叫喚大地獄中に生じ……乃至広説……転出せる有情あり、彼等有情の、その悪・不善なる業の異熟によりて、無量由旬、無量百由旬、無量千由旬、無量百千由旬ある鉄の敷地あり……乃至……その中に稠密なる森林あり。その時、彼等有情は住処を求め、衛護を求め、脱出の機会を求めて其処を疾走し、其処を普く疾走し、其処を普く激しく疾走して、彼等は其処に於て一处に集合するなり。その時、無量百……乃至……有情等は集合するなり〔と云はるる〕まで前の如し。彼等の下と上と四方より火焰は生起し、彼等有情は恐懼に身毛を逆立てるなり。その時、彼等有情は恐懼して疲労し、身毛は逆立ち、密林中に入るに、無量百、〔無量千、無量百千〕の〔有情等〕集合せる時、云々は〔前の〕如し。その時、それら大火焰は敷地を悉く熾燃せしむるなり。敷地を悉く熾燃せしめて密林を熾燃せしむるなり。密林を悉く熾燃せしめて彼等有情を悉く熾燃せしむるなり。〔その時〕彼等有情は其処が熾燃し、激しく熾燃し、普く激しく熾燃し、熾燃して一火聚を成ぜしが故に東方へと疾走せんも亦、火焰のみを蒙り……乃至……彼等は此の如き仕方にて〔無量の、不快なる諸受を受く。そは地獄を受くべきその悪・不善業の次第より〕免れ、滅尽することなき限り〔止まざるなり〕と云はるるまで前の如し。それらの抗し難きことと、それ等の花と、それ等の果と、それ等の伝播することとを以ての故に、小叫喚大地獄と云はるるなり。そこに於ては、苦悩して堪えず、粗暴にして厳しく、不快にして命を断たしむる無量の残

藏文和譯『世間施設』(7)

加藤 清

目次

第9巻

第14章 地獄(承前)

14-6. 小叫喚地獄 [100a7]／総頌 [100b8]／14-7. 大叫喚地獄 [101a1]／総頌 [101b3]／14-8. 炎熱地獄 [101b4]／総頌 [102b4]／14-9. 極熱地獄 [102b6]／総頌 [104a1]／14-10. 阿鼻地獄 [104a3]／総頌 [105b5]／14-11. 阿鼻地獄の門 [105b7]／< 塘煨 > [106a5]／< 屍糞沼 > [106a8]／< 刀刃路 > [106b4]／< 劍葉林 > [106b6]／< 鉄刺林 > [107a3]／< 烈河 > [107b1]／< 残余の大地獄の小地獄 > [108b1]／14-12. 地獄の業報の尽きた有情の転生 [108b3]／14-13. 教証『五天使教誨』 [109a1]／14-14. 偈頌再説 [109a7]／< 第1偈注 > [109a7]／< 第3偈注 > [109b3]／< 第4偈注 > [110a2]／< 第5偈注 > [110a7]／< 第6偈注 > [110b3]／< 第7偈注 > [111a1]／< 第8偈注 > [111a5]／< 第9偈注 > [111b3]／14-15. 結句 [111b4]

第9巻

[Peking. No. 5588 Khu 100a6] 世間施設第九巻、最末なり。

第14章 地獄(承前)

[100a7] 頌に〔曰く〕「命を断つ諸有情は、粗暴にして血を吸ひ、悪業を普く作さんには、小叫喚〔地獄〕に趣くなり(断末摩の諸有情にして、

加藤清遺稿 蔵文和譯『世間施設』(7)

の箇所の前半部分にはかならないことを発見し、その校訂テキストと翻訳を公刊している(「梵文断片 Lokaprajñapti について」『仏教学』14, 1982, pp. 11-12)。本稿では以上の諸成果を参照しながら、加藤清氏の遺稿に若干の補訂を加えたことをお断りしておく。なおディーツ教授によれば、この偈頌の並行サンスクリット句は『諸法集要経』(*Dharma-samucchaya* XVI, verses 1-9ab) にも見いだされるというが(Siglinde Dietz, A Brief Survey on the Sanskrit Fragments of the Lokaprajñaptiśāstra, *Annual Memoirs of the Otani University Shin Buddhist Comprehensive Research Institute*, 7, 1989) 今回は参照できなかった。

本稿をもってチベット訳『施設論』三篇(『世間施設』『因施設』『業施設』)を全訳した加藤ノートのうち、第一篇『世間施設』の全文を公表し終えたことになる。引き続き、残る『因施設』『業施設』の原稿整理を急ぎたい。